

2024年11月19日

各 位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL 0120-753104

**「NEXT FUNDS ロシア株式指数連動型上場投信」の重大な約款変更(確定)
および運用報告書の交付に関連する約款変更並びに整理銘柄への指定のお知らせ**

当社は「NEXT FUNDS ロシア株式指数連動型上場投信」(以下、「当ETF」といいます)
(銘柄コード:1324)について、信託終了日を2050年7月8日に定める約款変更(以下
「本約款変更」といいます。)および付随する約款変更の決定を、2024年11月19日を目
途として行なう旨をお知らせしておりました。

その後、ロシア株式市場の取引環境を注視して参りましたが、ロシア株式の取引を行なう
ことが困難である状況からの変化はなく、当ETFが保有する資金の減少も継続しているこ
とから、本日、予定通り本約款変更および付随する約款変更を行なうことを決定いたしまし
た。これにより、2024年12月20日に約款変更を適用し、2050年7月8日を信託終了日
といたします。

信託終了日の設定に伴いまして、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり
ますので、本日、東京証券取引所において整理銘柄に指定され、2024年12月20日をもっ
て上場廃止となる予定です。

なお、上場廃止後の当ETFの受益権の取扱いに関しましては、引き続き株式等振替制度
において取扱いが継続されます。

また、当ETFの上場廃止に伴いまして、法令の定めに従い、第17期(2025年7月8日
決算)から運用報告書の交付を開始することといたしますので、関連する約款変更もあわせ
て行ないます。

1. 対象ファンド（括弧内は銘柄コード）

「NEXT FUNDS ロシア株式指数連動型上場投信」（1324）

2. 日程

○信託終了日の設定および付随する約款変更、運用報告書の交付に関連する約款変更に関する日程

- ・約款変更の決定 : 2024年11月19日（火）
- ・約款変更適用日 : 2024年12月20日（金）
- ・信託終了日 : 2050年7月8日（金）
- ・償還金支払開始日 : 2050年7月8日（金）以降※

※信託終了日および償還金支払開始日については、当該信託期間の終了日前に信託を終了させることができる場合は、当該日付を前倒しできるものとします。

○東京証券取引所における売買に関する日程

- ・「整理銘柄」への指定 : 2024年11月19日（火）
- ・上場廃止日 : 2024年12月20日（金）

なお、現時点でロシア株式の取引を行なうことが困難である状況が継続しているため、当ETFの売買は引き続き停止される見込みです。

3. 信託終了日の設定および付随する約款変更、運用報告書の交付に関連する約款変更の概要および理由

○概要

- ① 信託期限を無期限から2050年7月8日までに変更し、同日を信託終了日といたします。
- ② 繰上償還を実施することとなった場合の償還金支払いに関する規定に所要の変更を行ないます。
- ③ 運用報告書の交付に関する規定を追加いたします。

○理由

- ① 当ETFは2008年7月25日に設定されましたが、2022年2月24日以降、設定および解約の申込について受付を停止、同年3月17日以降、東京証券取引所における売買も停止となっておりました。当ETFは上場に関連する費用の

負担等により、当 ETF が保有する資金の減少が継続的に見込まれ、当 ETF を継続して上場させることは困難であるとの結論に至りました。その後、ロシア株式市場の取引環境を注視して参りましたが、ロシア株式の取引を行なうことが困難である状況からの変化はないことから、上場に関連する費用や有価証券の保管費用等の節減を図り、信託終了日を 2050 年 7 月 8 日に定める約款変更を行ない、上場廃止となることが受益者の利益に資すると判断しました。

- ② 繰上償還を実施することとなった場合、円滑に行なえるようにするため、約款の所要の変更を行ないます。
- ③ 当 ETF の上場廃止に伴いまして、法令の定めに従い、第 17 期（2025 年 7 月 8 日決算）から運用報告書の交付を開始することといたしますので、関連する約款変更を行ないます。

4. 上場廃止後の当 ETF の取扱い

当 ETF は 2024 年 12 月 20 日に上場廃止となります。なお、上場廃止後の当 ETF の受益権の取扱いに関しましては、引き続き株式等振替制度において取扱いが継続されます。

繰上償還は、上場廃止後、ロシア資産の売却およびロシアルーブルの日本円への回金が正常に行なわれる状況となり、当 ETF が保有する有価証券等が現金化された後に実施する予定としております。現金化の時期、金額等については現時点では定かではないものの、信託終了日における受益者のみなさまに対しては、信託終了日の保有口数に応じた償還金のお支払いを予定しております。

上場廃止以降、繰上償還までの期間に、転居や相続が発生した際は、償還金の支払いが適切に行なわれるよう、お取り扱い金融機関に対して転居や相続のお手続きは忘れずにご対応ください。

なお、信託終了日（2050 年 7 月 8 日）につきましては、当該信託期間の終了日前に信託を終了させることができる場合は、当該日付を前倒しできるものとします。また、信託期間の終了日として定める 2050 年 7 月 8 日においてもなお、ロシア資産の売却およびロシアルーブルの日本円への回金が正常に行なわれない場合は、信託期間の終了日を更新する約款変更が行なわれる場合があります。

5. 約款の新旧対照表（案）

下線部 〃は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託期間) 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2050年7月8日までとします。ただし、当該信託期間の終了日前にこの信託契約を解約し、信託を終了させることができる場合は、当該日付を前倒しできるものとします。</p> <p>(信託の計算期間) 第8条 この信託の計算期間は、毎年7月9日から翌年7月8日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成21年7月8日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。</p> <p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第42条 <略> ②～⑤ <略> ⑥ 償還は、信託終了日現在において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（以下「償還時受益者」といいます。）に対して、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。 ⑦ 償還時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたりの元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。 ⑧～⑩ <略></p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第43条 <略> ② 受託者は、一部解約金については、前条第9項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ③ <略></p> <p>(運用報告書に記載すべき事項の提供) 第60条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。</p>	<p>(信託期間) 第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第11条、第55条第1項、第56条第1項、第58条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</p> <p>(信託の計算期間) 第8条 この信託の計算期間は、毎年7月9日から翌年7月8日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成21年7月8日までとし、最終計算期間の終了日は第4条ただし書の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。</p> <p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第42条 <同左> ②～⑤ <同左> <新設> <新設> ⑥～⑧ <同左></p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第43条 <同左> ② 受託者は、一部解約金については、前条第7項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ③ <同左> <新設></p>

以上